

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 第一生命保険株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 渡邊 光一郎
(コード番号 : 8750 東証第一部)

「株式給付信託(J-ESOP)」の導入について

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の取締役会において、当社従業員(管理職員)に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本制度における信託の設定時期、信託設定する金銭の総額につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

本制度と同時に信託型従業員持株インセンティブ・プランを導入することも決議しております。詳細は、本日付『「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入について』をご覧ください。

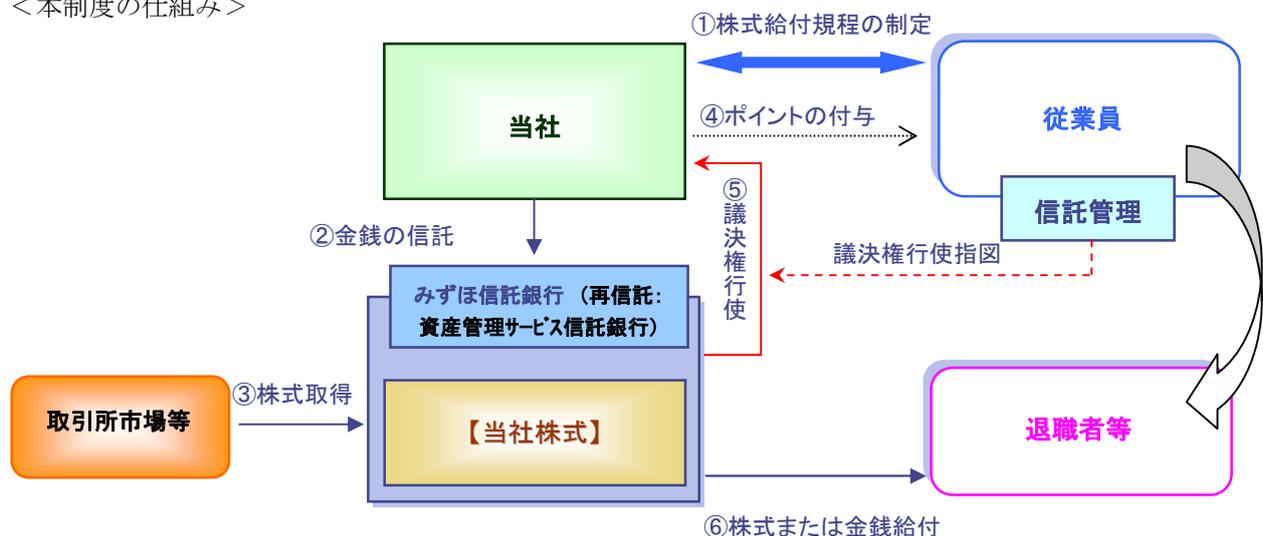
1. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員(管理職員)に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し(現状では 70 億円前後を想定しています。)、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

< 本制度の仕組み >



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:資産管理サービス信託銀行)(以下「信託銀行」といいます。)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、当社の株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 受託者は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受託者から、従業員の退職日に上記により付与された「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

2. 本信託の概要

- (1)名称： 株式給付信託（J-E S O P）
- (2)委託者： 当社
- (3)受託者： みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4)受益者： 「株式給付規程」の定めにより財産の給付を受ける権利が確定した者
(信託設定時において受益者は不存在となります。)
- (5)信託契約日： 平成 22 年 12 月 13 日（予定）
- (6)制度開始日： 平成 23 年 7 月 30 日（予定）

以 上